

2024年12月

各位

株式会社 山形銀行

NISA 制度の分配金再投資に関するお知らせ

日頃は格別のご高配を預かり厚くお礼申し上げます。

さて、このたび NISA 制度の改正に伴い、旧 NISA 制度の一般 NISA 預りおよびジュニア NISA 預り（成人 NISA 移行後）から発生する分配金の再投資は、下記のとおり新 NISA 制度の成長投資枠に再投資させていただきます。

今回のご案内につきまして、ご不明な点やご質問等ございましたらお気軽にお問い合わせください。

今後とも一層のサービス向上に努めてまいりますので、引き続きご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 実施日

2025年1月1日（水）より

2. 変更内容

	変更後	変更前
旧 NISA 預りから発生する分配金の再投資先	当年分の NISA 預り (成長投資枠)	課税預り

※ 旧つみたて NISA 預りから発生する分配金は、現行と変更なく「課税預り」での再投資となります。また、当行に NISA 口座（または NISA 勘定）がない場合や NISA 非課税限度額を超過する場合、成長投資枠対象外ファンドの再投資も現行どおり「課税預り」への再投資となります。

3. 約款の改定

(1) 上記変更に伴い、「〈やまぎん〉非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」を改定させていただきます。改定内容は【別紙】を参照ください。

(2) なお、改定後の新規定は、改定前よりお取引をいただいているお客さまにも適用されますので、あらかじめご了承ください。

以上

【お問い合わせ先】

事務統括部 0120-425-931

電話受付時間：午前9時～午後5時（土日祝日・年末年始を除く）

< 新旧対照表 >

改定後	改定前
<p>第 11 条 非課税口座での取引である旨のお申し出</p> <p>2 前項の規定により、当該特定非課税管理勘定で受け入れようとする場合において、受け入れようとする上場株式等の取得対価の額の合計額 <u>(分配金再投資による上場株式等の取得対価の額を含みます)</u> が 240 万円を超える場合には、当該 240 万円を超える部分の上場株式等について、または当該特定累積投資勘定で受入れようとする場合において、分配金再投資その他による上場株式等の取得により、受入期間に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額が 120 万円を超える場合は、当該 120 万円を超える部分の上場株式等については、特定口座または一般口座に受け入れさせていただきます。</p>	<p>第 11 条 非課税口座での取引である旨のお申し出</p> <p>2 前項の規定により、当該特定非課税管理勘定で受け入れようとする場合において、受け入れようとする上場株式等の取得対価の額の合計額が 240 万円を超える場合には、当該 240 万円を超える部分の上場株式等について、または当該特定累積投資勘定で受入れようとする場合において、分配金再投資その他 <u>(分配金再投資は、当該年分および過去の年分の累積投資勘定または特定累積投資勘定で保有する投資信託の分配金に限ります。)</u> による上場株式等の取得により、受入期間に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額が 120 万円を超える場合は、当該 120 万円を超える部分の上場株式等については、特定口座または一般口座に受け入れさせていただきます。</p>
<p><u>3 前項に規定する分配金再投資については、当該年分ならびに過去の年分の特定非課税管理勘定で保有する投資信託、ならびに過去の年分の非課税管理勘定で保有する投資信託（特定非課税管理勘定に受け入れることのできるものに限り）の分配金の特定非課税管理勘定での再投資、および当該年分ならびに過去の年分の特定累積投資勘定で保有する投資信託の分配金の特定累積投資勘定での再投資のみ行うことができるものとします。</u></p>	<p><u><新設></u></p>
<p><u>4 項番繰り下げ</u></p>	<p><u>3 <省略></u></p>
<p><u>5 項番繰り下げ</u></p>	<p><u>4 <省略></u></p>
<p><u>6 つみたて投信サービス申込書を当行に提出し、定時定額購入サービス取扱規定に基づき、お客さまがあらかじめ指定する銘柄の受益権を自動的に取得する場合（特定非課税累積投資契約に基づき特定累積投資勘定に受け入れる場合を除く。ただし第 3 項に規</u></p>	<p><u>5 つみたて投信サービス申込書を当行に提出し、定時定額購入サービス取扱規定に基づき、お客さまがあらかじめ指定する銘柄の受益権を自動的に取得する場合（特定非課税累積投資契約に基づき特定累積投資勘定に受け入れる場合を除く。ただし第 2 項に規定</u></p>

<p>定する分配金再投資の場合を含む。) 、買付優先区分を「非課税口座 (NISA) として指定している際には非課税口座にて優先買付を行います。また、非課税口座を廃止した場合、買付は特定口座開設済の場合は特定口座にて、特定口座未開設の場合は一般口座にて買い付けとなります (つみたて投信サービス申込書を当行に提出し、積立投信契約の解除を行わない限り、買付は引き続き行われます) 。</p>	<p>する分配金再投資の場合を含む。) 、買付優先区分を「非課税口座 (NISA) として指定している際には非課税口座にて優先買付を行います。また、非課税口座を廃止した場合、買付は特定口座開設済の場合は特定口座にて、特定口座未開設の場合は一般口座にて買い付けとなります (つみたて投信サービス申込書を当行に提出し、積立投信契約の解除を行わない限り、買付は引き続き行われます) 。</p>
--	---